

令和6年度(債務負担)第3次下田市観光まちづくり推進計画策定業務委託
事業者選定実施要領

- 1 業務名：令和6年度(債務負担)第3次下田市観光まちづくり推進計画策定業務委託
- 2 業務内容：令和6年度(債務負担)第3次下田市観光まちづくり推進計画策定業務委託仕様書のとおり
- 3 委託期間：契約締結日翌日(令和6年8月予定)から令和8年3月20日まで
- 4 契約限度額：総額10,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
(令和6年度5,800,000円 令和7年度4,400,000円)
- 5 実施形式：公募型プロポーザル方式
- 6 実施日程(予定)

公示期間	令和6年6月21日(金)～令和6年7月31日(水)
質問受付期間	令和6年6月21日(金)～令和6年7月3日(水)
質問回答期限	令和6年7月10日(水) 午後5時まで
参加表明書提出期限	令和6年7月24日(水) 午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年7月31日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年8月7日(水) 予定
※プレゼンテーション時間については企画提案書提出順とする。	
審査結果通知	令和6年8月13日(火) 予定
- 7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないもの。
 - (2) 下田市暴力団排除条例(平成23年下田市条例第10号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
 - (4) 入札参加資格制限期間中の者でないこと。
 - (5) 消費税、地方消費税に滞納がないこと。
 - (6) 令和元年度以降に観光計画策定業務委託の履行実績がある事業者

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により、電子メールで受付を行う。

- (1) 提出期限：令和6年7月3日(水) 午後5時必着
- (2) 回答：質問に対する回答は、令和6年7月10日(水)までに、質問者に回答するとともに市ホームページ上で公開する。
- (3) 電子メール：kankou@city.shimoda.lg.jp
- (4) 市公式ホームページ <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>

9 参加意思の確認方法

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加表明書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年7月24日(水) 午後5時必着
- (2) 提出方法：持参（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで）または郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 提出先：〒415-0011 静岡県下田市河内101番地の1
下田市観光交流課

10 企画提案書の提出等について

- (1) 提出期限：令和6年7月31日(水) 午後5時必着
- (2) 提出方法：持参（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで）または郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 提出先：〒415-0011 静岡県下田市河内101番地の1
下田市観光交流課

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式3）

※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

イ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

ウ 業務経歴書（様式4）

※計画策定業務委託の履行実績を記載すること。

※履行実績においては関連会社の実績は含めないこと。

オ 業務実施体制（様式5）

カ 企画提案書（A4）※詳細は下記を参照

キ 見積書（様式6）（消費税及び地方消費税の額（10%）を加えた額を記載する。）

ク 見積書の内訳書（任意様式とするが、金額及び業務内容を明記する。）

ケ 業務実施フロー及び工程表（様式7）

(5) 企画提案書作成について

ア 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。

イ 枚数制限は30頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

エ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。

(6) 作成部数

正本1部、副本8部（正本コピー可）を提出すること。

※副本については、法人等住所・名称・代表者職氏名の無記入及び押印していないものを提出すること。

11 審査方法

下田市に事業者選定委員会を設置し、選定評価基準に基づく評価点により行う。選定は、提出された書類に加えプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に審査する。ただし、確認の結果、見積書の総額及び年度毎の見積額が見積限度額の上限を超えている場合及び「7 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日 時 令和6年8月7日(水)（時間については別途案内します。）

(2) 場 所 下田市役所 河内庁舎 1階 会議室1-C（控室：会議室1-B）
下田市河内101番地の1

(3) 内 容 提案者による企画提案書の説明（20分）及び質疑応答（10分）

(4) 出席者 4名以内。説明及び質疑応答の回答者は、当該業務の主担当者が行うこと。

(5) その他 ・プレゼンテーション順や時間などの詳細については、参加表明書提出期限後に電子メールにより、参加業者へ通知する。
・説明は、提出された企画提案書を基に実施するものとし、追加資料（スライドを含む）の使用及び配布は認めない。なお、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

13 選定審査基準・判断基準

(1) 審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、計180点満点で評価するものとする。

評価項目	着眼点	配点
1 事業目的・内容の理解度	①観光まちづくり推進計画に関する制度の理解度 ②本市における現状の理解度	20
2 提案手法	①策定方針の先進性、独創性 ②職員及び住民参画手法 ③計画進捗管理の仕組み ④計画策定・調査・分析手法	60

3	提案の妥当性	①作業手順(プロセス)	10
4	作業工程	①スケジュールの妥当性	10
5	情報提供・ 基礎データ	①本計画策定における情報収集能力	10
6	その他独自提案	その他、有効な業務支援の遂行能力	10
7	経営基盤の評価	経営規模評価	5
8	業務実施体制	①従事する主担当実務経験 ②業務執行体制内の下田市計画策定業務実績 ③社内におけるサポート・バックアップ体制や緊急時の補助スタッフ有無	30
9	観光計画・戦略業務 の受託実績	①観光計画・戦略策定業務実績 ②観光計画・戦略策定の全国的な実績	20
10	提案見積金額	限度額に対する提案見積金額	5

(2) 判断基準

評価の観点各項目の判断基準は概ね以下のとおりとする。

評価	判断基準	
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	一般的	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	説明が必要	配点×0.2

14 選定方法

候補の選定については、選定委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。
ただし、総合点が100点未満の場合は、候補者として選定しない。

- (1) 過半数を超える選定委員から最高順位を得た者
- (2) (1)により決しない場合、全選定委員の合計得点が最高得点の者
- (3) (2)が複数いる場合、評価項目の2、8の評価点の合計が最も高い者
- (4) (3)が複数いる場合、事業費の最も安価な者
- (5) プロポーザル参加事業者が1社の場合、企画提案書等の審査により選考し、業務を適切に実施できると判断した場合には、当該参加者を候補者として選定する。

15 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後10日以内に、文書により通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

16 契約方法

選定した提案者と下田市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を

締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、下田市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがある。

なお、選定した最優秀提案者と下田市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。

17 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、事業者選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

19 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署：下田市観光交流課

住 所：〒415-0011 静岡県下田市河内101番地の1

電 話：0558-22-3913

F A X : 0558-27-1007

E-MAIL : kankou@city.shimoda.lg.jp